

<基本情報①(自治体情報)>

| | | | |
|---------------|---|-----|--------------|
| 都道府県市名 | 熊本県 | | |
| 高校入試 担当部署名 | 熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課 | | |
| TEL | 096-333-2685 | FAX | 096-384-1563 |
| URL | https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/list189-619.html | | |

<基本情報②(担当した有志の会メンバー情報)>

| | |
|--------|------------------------------------|
| 調査担当者名 | 岩谷美代子 (所属: NPO法人外国から来た子ども支援ネットくもと) |
|--------|------------------------------------|

<全国一覧掲載情報>

| I 全日制高校について | | | | II 定時制高校について | | | |
|-------------|------|-----------|------|--------------|------|-----------|------|
| A.外国人生徒 | | B.中国帰国生徒等 | | C.外国人生徒 | | D.中国帰国生徒等 | |
| A2.措置 | A3.枠 | B2.措置 | B3.枠 | C2.措置 | C3.枠 | D2.措置 | D3.枠 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ①定員内 | | ①定員内 | | ①定員内 | | ①定員内 |

| 調査した人から、関係者の皆さんへお知らせ | |
|-------------------------------|--|
| 1.外国人生徒の高校入試などについて、近くで相談できる場所 | 1.NPO法人外国から来た子ども支援ネットくもと https://shiennetkumamoto.jimdo.com/ 2.熊本市国際交流振興事業団 (096-359-2121) 3.熊本・外国ルーツの子ども支援連絡協議会(090-3986-3401) 4.熊本市外国人総合相談プラザ(096-359-4995) 5.進路ガイダンス実行委員会(090-9593-9627) |
| 2.多言語による関連情報 | ・進路ガイダンスで高校入試情報を載せた進路案内を配布(中国語・韓国語・英語・日本語版)(090-9593-9627) |
| 3.その他 | ・熊本市立高校(2校)にも、県立高校と同様の入試特別配慮、特別措置があります。 ・本県の公立高校では、入学後個別に日本語指導や教科補習等のサポートを行っている学校もいくつかあります。 ・県内の私立高校では、秀岳館高校に日本語教室が設置され、専門の日本語教師によってレベル別に日本語の授業が行われています。 |

I 全日制高校について

| | | A.外国人生徒 | B.中国帰国生徒等 |
|---|----------|--|---|
| 1.2020年度中について、外国人生徒や中国帰国生徒等の在籍の有無 | | 有 | 把握せず |
| 2-1.2021年度の一般入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等が受けられる入試特別措置の有無 | | ○ | ○ |
| 2-1が有(○印)の場合その名称 | | 海外帰国生徒等への配慮事項 | 海外帰国生徒等への配慮事項 |
| 2-2.滞日年数制限 | | なし | なし |
| 2-3.措置の内容 | | 検査時間の延長など | 検査時間の延長など |
| 3-1.2021年度の入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等を対象とした特別入学枠の有無 | | ○ | ○ |
| 3-1が有(○印)の場合その名称 | | 後期(一般)選抜における海外帰国生徒等の特別措置 | 後期(一般)選抜における海外帰国生徒等の特別措置 |
| 3-2.滞日年数制限 | | 外国人生徒で、原則として、入国後小学校4年以上の学年に編入学した者、又は入国時すでに学齢を超過してわが国の小・中学校に編入学できなかった者で、平成27年4月1日以降に入国した者 | ・中国等帰国生徒で、原則として、帰国後小学校4年以上の学年に編入学した者、又は帰国後すでに学齢を超過してわが国の小・中学校に編入学できなかった者で、平成27年4月1日以降に帰国した者 ・海外帰国生徒で、原則として、過去に、在外教育施設(日本人学校等)以外の学校に引き続き1年以上在学し、かつ、平成30年(2018年)4月1日以降に帰国した者 |
| 3-3.入学枠のある学校数/全学校数 | | 全ての県立高校 | 全ての県立高校 |
| 3-4.学校名 | | 全ての県立高校 | 全ての県立高校 |
| 3-5.定員 | ①定員内(枠内) | 募集人員枠内で若干名 | 募集人員枠内で若干名 |
| | ②定員外(枠外) | | |
| 3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか(定員数内で不合格を出さない内規等があるか) | | × | × |
| 3-7.試験内容 | | 5教科(国語、社会、数学、理科、英語)の中から志願者があらかじめ選択した3教科の学力検査と、作文及び面接 | 5教科(国語、社会、数学、理科、英語)の中から志願者があらかじめ選択した3教科の学力検査と、作文及び面接 |
| 備考 | | 公表していない | 公表していない |

II 定時制高校について

| | | C.外国人生徒 | D.中国帰国生徒等 |
|--|----------|--|---|
| 1.2020年度中について、 外国人生徒や中国帰国生徒等の在籍の有無 | | 把握せず | 把握せず |
| 2-1.2021年度の一般入試において、 外国人生徒もしくは中国帰国生徒等が 受けられる入試特別措置の有無 | | ○ | ○ |
| 2-1が有(○印)の場合その名称 | | 海外帰国生徒等への配慮事項 | 海外帰国生徒等への配慮事項 |
| 2-2.滞日年数制限 | | なし | なし |
| 2-3.措置の内容 | | 検査時間の延長など | 検査時間の延長など |
| 3-1.2021年度の入試において、外国人生徒もしくは 中国帰国生徒等を対象とした特別入学枠の有無 | | ○ | ○ |
| 3-1が有(○印)の場合その名称 | | 後期(一般)選抜における海外帰国生徒等の特別措置 | 後期(一般)選抜における海外帰国生徒等の特別措置 |
| 3-2.滞日年数制限 | | 外国人生徒で、原則として、入国後小学校4年以上の学年に編入学した者、又は入国時すでに学齢を超過してわが国の小・中学校に編入学できなかった者で、平成27年4月1日以降に入国した者 | ・中国等帰国生徒で、原則として、帰国後小学校4年以上の学年に編入学した者、又は帰国後すでに学齢を超過してわが国の小・中学校に編入学できなかった者で、平成27年4月1日以降に帰国した者 ・海外帰国生徒で、原則として、過去に、在外教育施設(日本人学校等)以外の学校に引き続き1年以上在学し、かつ、平成30年(2018年)4月1日以降に帰国した者 |
| 3-3.入学枠のある学校数/全学校数 | | 全ての県立高校 | 全ての県立高校 |
| 3-4.学校名 | | 全ての県立高校 | 全ての県立高校 |
| 3-5.定員 | ①定員内(枠内) | 募集人員枠内で若干名 | 募集人員枠内で若干名 |
| | ②定員外(枠外) | | |
| 3-6.特別枠の定員数は明確となり、かつその数まで合格を認めているか (定員数内で不合格を出さない内規等があるか) | | × | × |
| 3-7.試験内容 | | 5教科(国語、社会、数学、理科、英語)の中から志願者があらかじめ選択した3教科の学力検査と、作文及び面接 | 5教科(国語、社会、数学、理科、英語)の中から志願者があらかじめ選択した3教科の学力検査と、作文及び面接 |
| 備考 | | 公表していない | 公表していない |

Ⅲ 高校入学後の状況

| | |
|--|------|
| 1.日本語指導が必要な生徒に対して、入学後の日本語や教科の支援(補習等)にかかわる当該自治体の施策の有無 | 無 |
| 2.有の場合、その施策の内容 | |
| 3.2020年度の入試について、直接来日後の外国籍の受験者(外国において、学校教育における9年の課程を修了した者)の有無 | 把握せず |
| 4.2019年度中に、直接来日後による編入学者の有無 | 把握せず |

Ⅳ 日本国内にある外国人学校からの入学について

| | ↓記入欄 | 備考 |
|---|------|-------|
| 1-1.各種学校の認可を得た外国人学校の中等部の卒業生について、一般の受験(受験)資格とは別に高校受験(受験)者資格を認めているか否か | △ | 個別による |
| 1-2. 1-1で認めている場合 ①外国人学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学者選抜の受験(受験)を認めている(外国人学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入) | | 個別による |
| 2-1.各種学校ではないが、本国政府の認可を得た外国人学校の中等部の卒業生について、一般の受験(受験)資格とは別に高校受験(受験)者資格を認めているか否か | △ | 個別による |
| 2-2. 2-1で認めている場合 ①外国人学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学者選抜の受験(受験)を認めている(外国人学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入) | | 個別による |
| 3.上記のⅠⅡ特別措置と入学校での滞日年数制限について、日本国内にある外国人学校の在籍期間は、日本での在住期間に含むか否か | | 個別による |
| 4.外国人学校中等部の卒業生について、2020年度入試において受験(受験)希望があったか | × | |